

令和5年1月31日

第 31 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和5年1月31日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第31回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	長	濱川龍一
	庶務係	主任	小島祐子
	農地係	主事	篠原司

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
(案) について





ます。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については、申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 議長、番外。

議 長 はい、番外。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和5年1月31日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、余市町■■町■■■番地、■■■■、土地の表示、■■町■■■番■、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■㎡、事業内容につきましては、道路整備のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和5年2月15日まででございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)の規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域内、農用地区域外、第3種農地でございます。

7ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でございます

農地法第4条調査書につきましては、8ページから9ページに記載しております。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、申請のとおり可  
と決定いたします。

次に、議案第3号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関  
する指針」(案)についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、番外。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第3号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指  
針」(案)について。

余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)に  
ついて、別紙のとおり本会に付議する。

令和5年1月31日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己。

11ページをお開き願います。

この「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」であります。農業委  
員会等に関する法律において、これまでは、「指針を定めるよう努めなけれ  
ばならない」とされていたのが、「指針を定めなければならない」と義務化  
されることから、このたびご提案申し上げるものでございます。

まず初めに「第1 基本的な考え方」であります。農業委員会等に関す  
る法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては  
「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置  
づけられた。

余市町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によっ  
て農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組み  
を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業者の高齢化・農業後継者不足などが進行しており、農業人口減  
少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消、さら

には担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による改正後の農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、余市町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する余市町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

とするものでございます。

12ページをお開き願います。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法であります。

1 遊休農地の発生防止・解消について。

(1) 遊休農地の解消目標ですが、現状、3年後の目標、10年後の目標を記載しております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法。

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について。

農業委員の担当制又はチーム制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について。

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への

貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について。

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

としております。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

13ページをお開き願います。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

としております。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について。

(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、現状、3年後の目標、10年後の目標を記載しております。

また、【参考】として、担い手の育成・確保について、現状、3年後の目標、10年後の目標を記載しております。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法。

① 「地域計画」の作成・見直しについて。

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

14ページをお開き願います。

② 農地中間管理機構等との連携について。

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について。

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い。

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経



て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

としております。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法。

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

としております。

### 3 新規参入の促進について。

(1) 新規参入の促進目標ですが、現状、3年後の目標、10年後の目標を記載しております。

15ページをお開き願います。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法。

#### ① 関係機関との連携について。

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

#### ② 新規就農フェア等への参加について。

市町村、農協等と連携し、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

#### ③ 企業参入の推進について。

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について。

農業委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

としております。

### (3) 新規参入の促進の評価方法。

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

としております。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割。

余市町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、余市町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力としております。

以上、議案第3号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可  
と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第  
31回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後1時51分)

(本会議所要時間 21分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 1 番

議事録署名委員 余市町農業委員 7 番